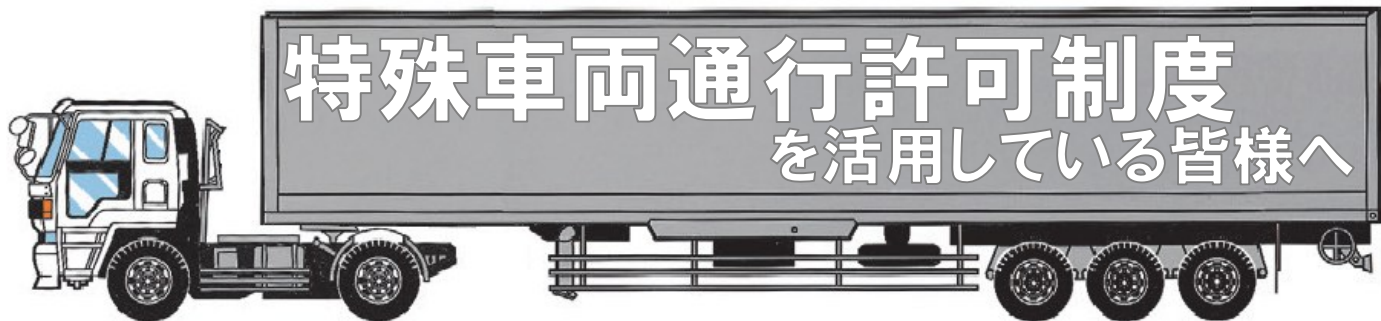




(※1)

確認制度への移行をご検討ください

「確認制度」には「許可制度」にはない様々なメリットがあります

早い 即日通行が可能です

自動化経路 拡大中

- ・ 特殊車両の利用の多い経路のみの申請は、即日で結果が出ます
- ・ 許可制度（許可を得るまでに平均 1 か月程度必要です）を活用している方の約 3 割は、確認制度を使えば即日通行が可能です

割安 利用回数の多い車両には割安です

- ・ 車両を一旦登録※²すれば、5 年間にわたり更新不要です
- ・ 利用の多い車両は、都度申請を要する許可制度より割安になります※³

確実 通行可能ルートから自由に選べます

- ・ 通行可能な全ルートを提示できます※⁴ので、当日最も早く到着するルートを選べます
- ・ 当日の渋滞や事故を避けつつ、安全で快適に遵法走行できます

※ 1 : 特殊車両通行確認制度は令和 4 年度に導入したETC2.0装着車向けサービスです

※ 2 : 車両登録料は5000円で 5 年間有効です

※ 3 : 同じ車両、同一県内で15経路の往復申請をする場合、車両登録手数料を含めても、10年で16000円割安になります（許可期間 2 年と比較した場合）

※ 4 : 大型車誘導区間、重要物流道路に指定された道路に限ります

確認制度の紹介動画
はこちらへ

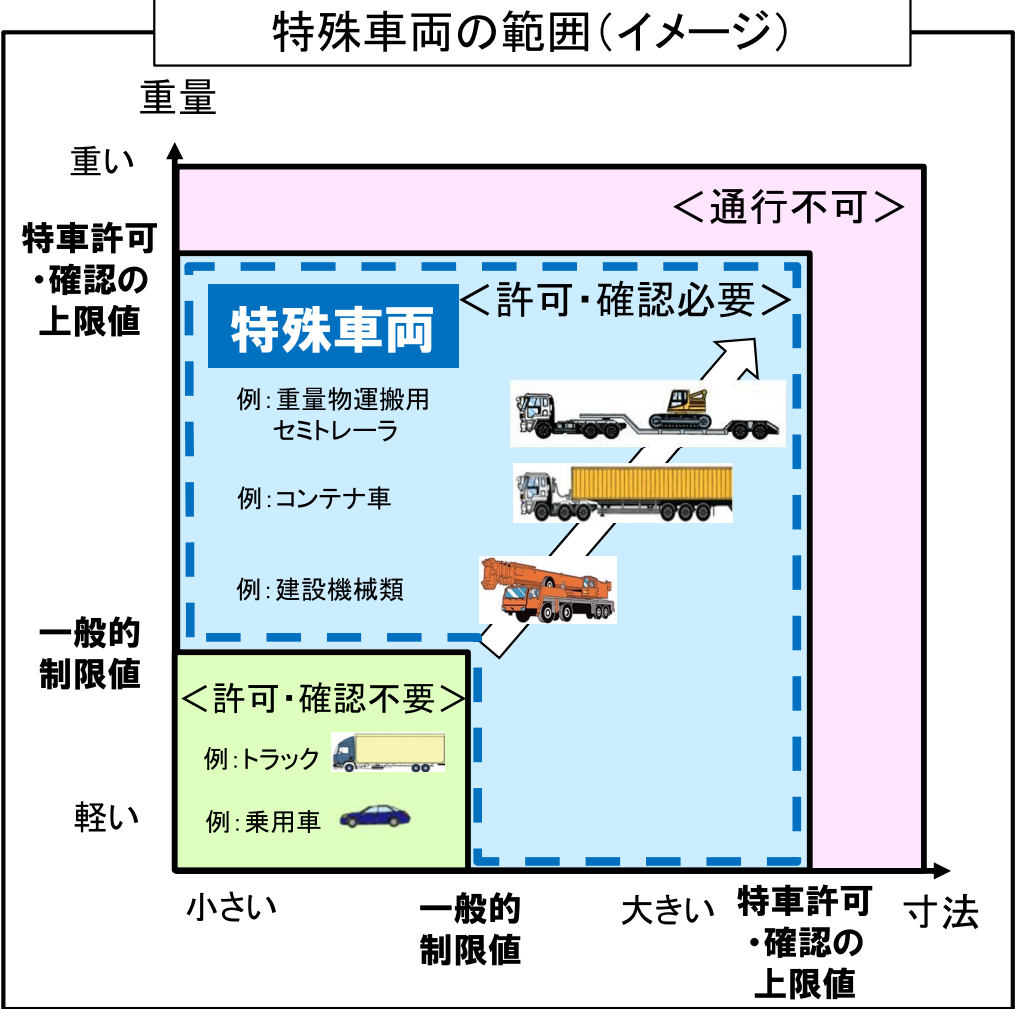
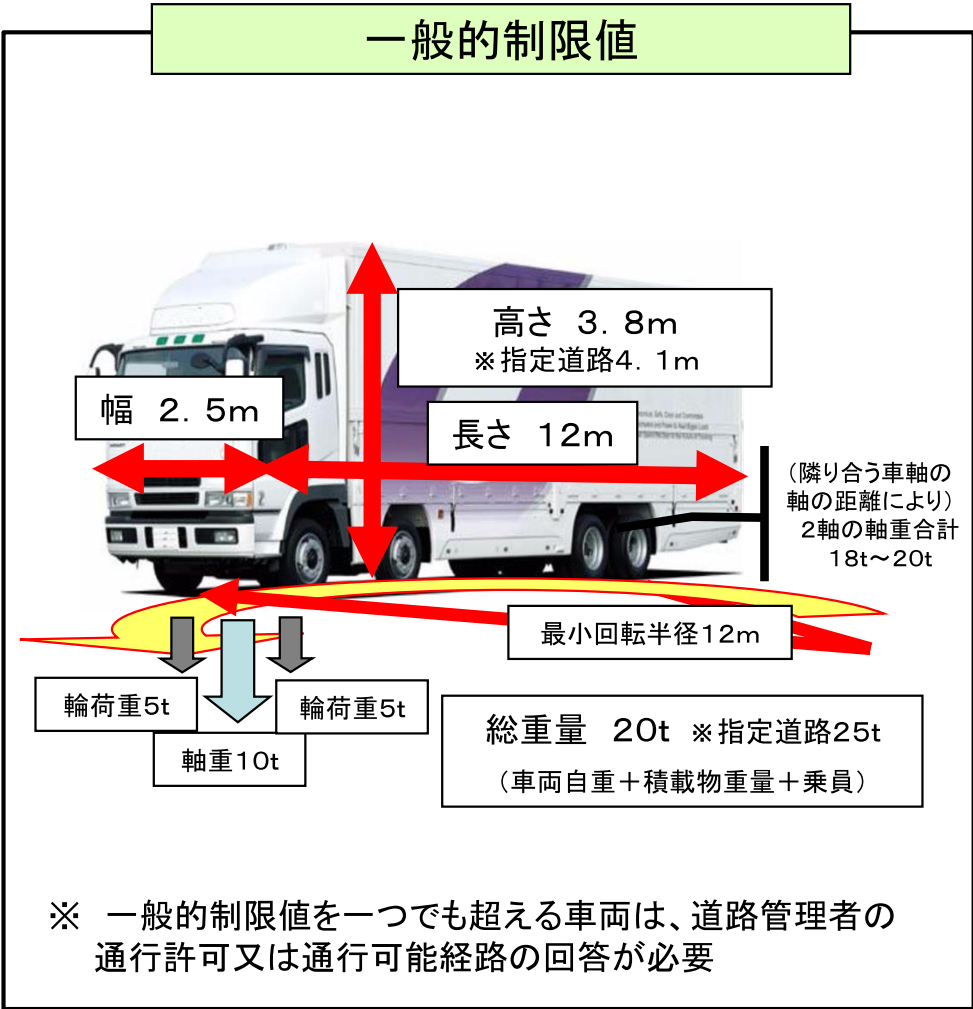


確認制度の操作説明
動画はこちらへ



特殊車両通行制度について

- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両について、道路を通行させる場合、道路法に基づき、通行の許可又は通行可能経路の確認を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行を許可又は通行可能経路を回答



特殊車両通行手続きについて

デジタル化の推進による新たな特殊車両通行確認制度の導入(令和4年4月1日から運用)

特殊車両通行手続

許可制度

申請
(1経路毎)

申請内容

車両情報

発着地

経路

重量

審査

協議(地方公共団体)

※手作業

決裁・許可証発行

許可 (申請した1経路のみ)

通行

(許可を受けた1経路を通行可)

事業者の手続

行政の手続

実際の
通行

確認制度(新制度)

電子データ化された道路情報に基づき国が一元的に処理

車両の登録
(1回のみ)

入力情報

車両情報

ETC2.0

重量の
保存方法

経路検索(確認の求め)
(ウェブでいつでも検索可能)

入力情報

発着地

~~経路~~

重量

即時

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)



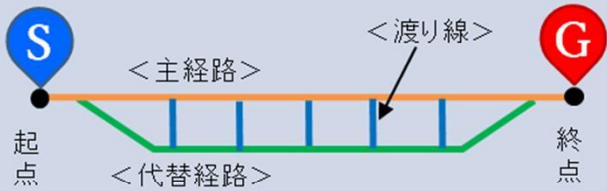
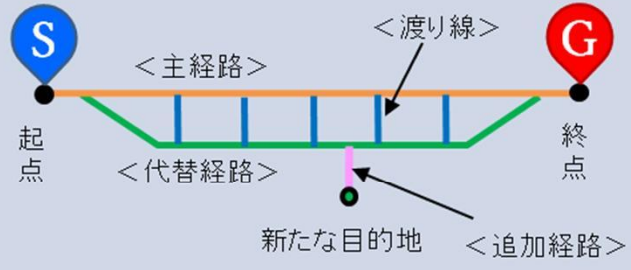
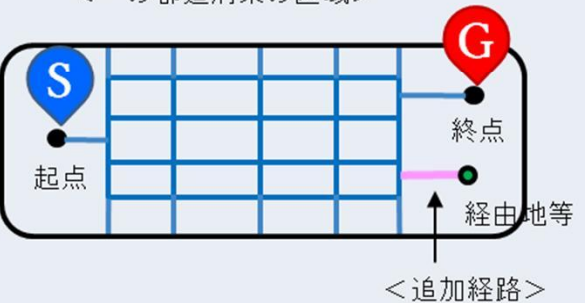
通行

(回答を受けた経路を通行可)

※許可制度と確認制度は併存

特殊車両通行確認制度の概要 -経路検索方法について-

- 通行可能経路の確認方法は、①2地点双方向2経路検索 と ②都道府県検索 があり、利用者の通行形態に応じて選択が可能です。
- 一度確認した通行可能経路に追加して、経路を確認することも可能です。

確認方法	内 容	基本的な検索	追加的な検索(手数料は別途)
2地点双方向 2経路検索*	○ 起点から終点までの 主経路 と 代替経路 (それぞれ双方向)を確認 ○ 主経路・代替経路をつなぐ 渡り線(双方向)もあわせて 確認		
都道府県検索*	○ 起点、終点を含む都道府県 内の道路網を確認		

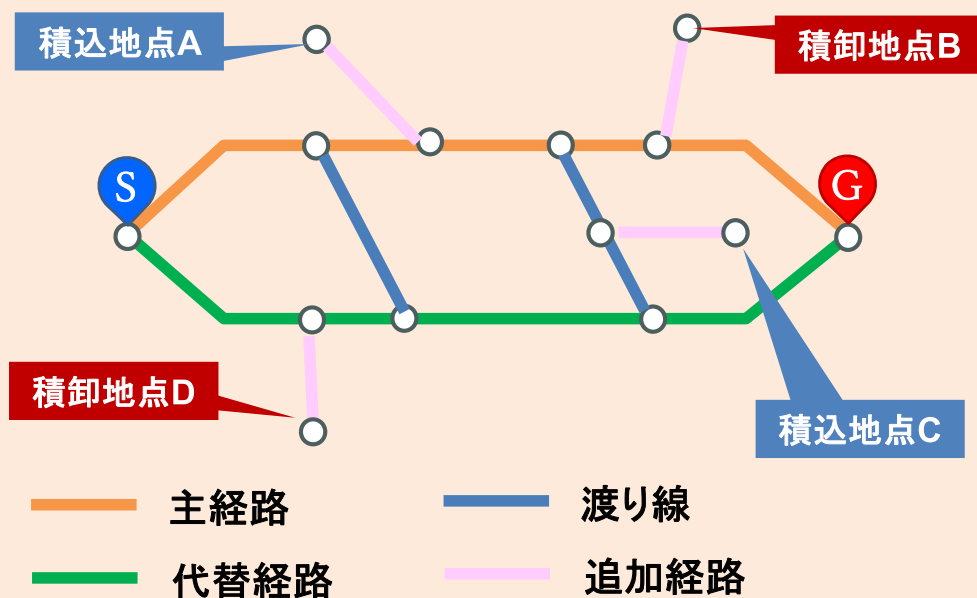
※ いずれも一年間有効とし、中間部分(ラストマイル以外)は、主要道路(重要物流道路・大型車誘導区間)を確認

ユースケース

○ 特車通行確認制度の特徴をうまく活用することで、お安く通行可能経路が取得出来たり、スポット的な依頼や急な依頼への対応が可能となります。

■固定ルートで途中に積込・積卸地点が多い

➡ 主要な積込・積卸地点を2地点双方向2経路検索で設定し、それ以外積込・積卸地点を追加経路で設定

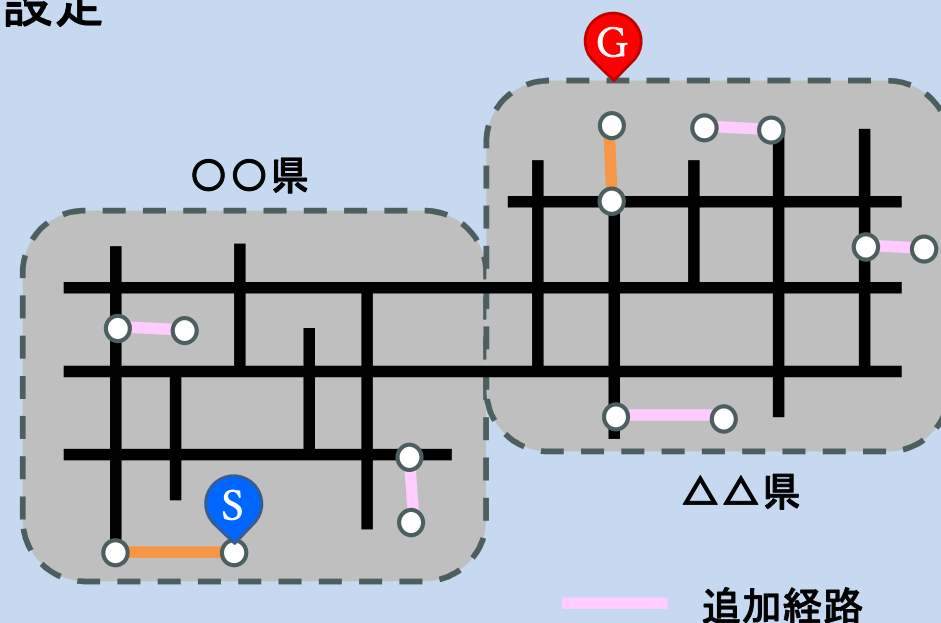


取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、安価に通行可能経路を取得

走行する都道府県の数によっては、都道府県検索の場合が安くなる場合があります。

■スポット的な依頼、急な依頼が多い

➡ 最大積載量で都道府県検索で経路取得しておき、依頼の都度、追加経路で積込・積卸地点を設定



急な依頼でも都道府県検索で面的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

最大積載量で経路を取得した場合、実際の積載量で通行可能な経路が取得できない場合があります